

中心市街地の活性化へ向け 市農業協同組合と財産（土地）を交換

当市では、「歩いて楽しい、歩いて暮らせるまち」を目指し、本年度に対面通行の開始が予定されている県道 7 0 5 号を核としたまちづくりを進めています。



そのような中、昨年 4 月に策定した市中心市街地活性化基本計画の中で定める

「商業・業務の新たな核づくり」に向け、県道 7 0 5 号沿道への新たな企業立地に使用する土地を取得するため、市と市農業協同組合（宮永^{みやなが} 均^{ひとし} 代表理事組合長）がそれぞれ所有する土地を交換します。

また、同組合が所有する土地に建つ建物を補償するため、一般会計予算の補正として、債務負担行為を追加します。

1 市が提供する土地

(1) 所在地

秦野市今川町 1 3 1 番 4 4 の一部、1 3 1 番 4 7、1 3 1 番 5 5

(2) 地目・面積

宅地 8 5 1 . 2 2 m²

(3) 価格

1 億 9 8 3 3 万 4 2 6 0 円

2 市が取得する土地

(1) 所在地

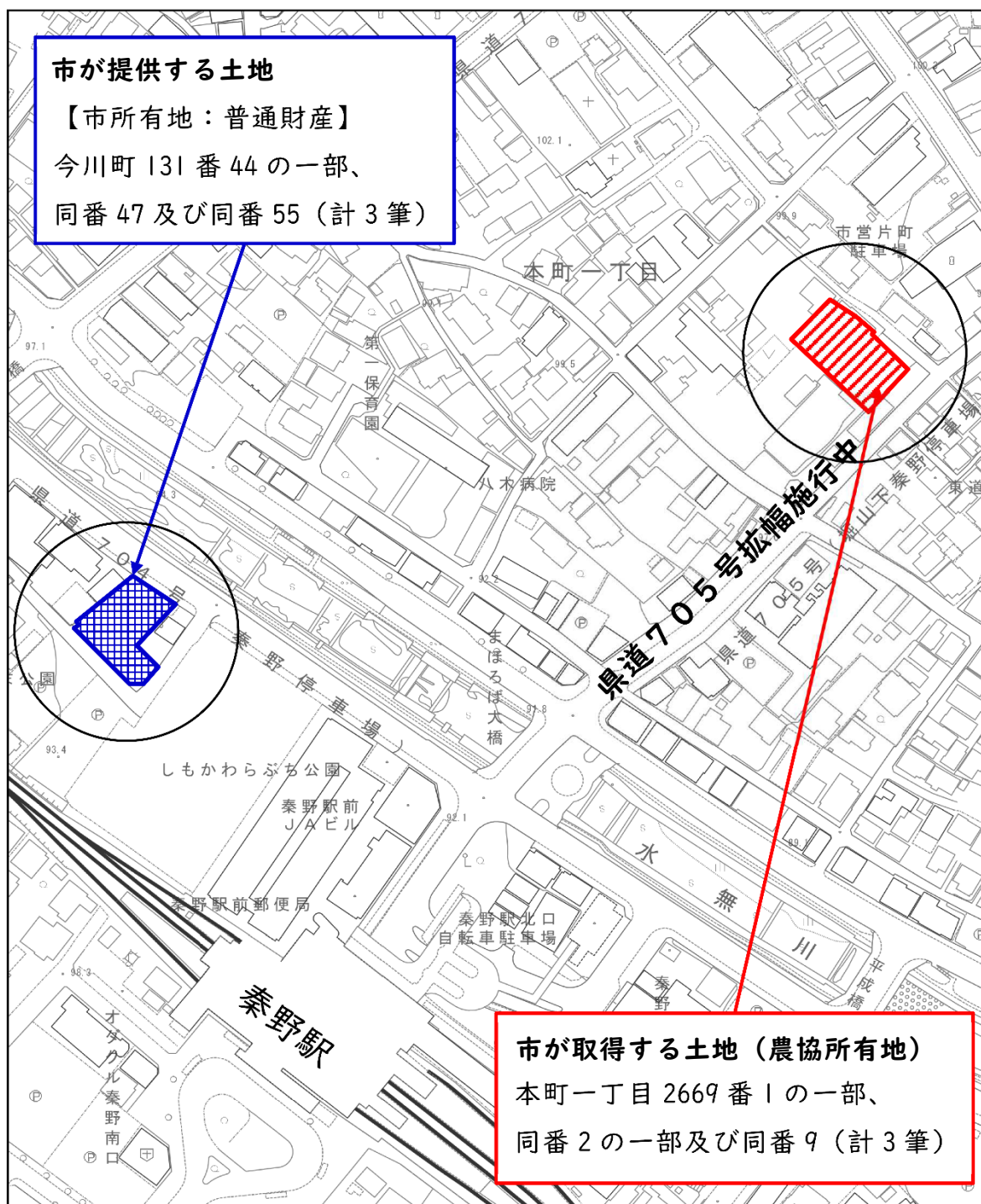
秦野市本町一丁目 2 6 6 9 番 1 の一部、2 6 6 9 番 2 の一部、
2 6 6 9 番 9

(2) 地目・面積

宅地 9 0 6 . 5 5 m²

(3) 価格

1 億 7 1 7 9 万 1 2 2 5 円



3 交換に伴う差額の補足について

市農業協同組合が市に対し、差額 2 6 5 4 万 3 0 3 5 円を支払います。

4 一般会計補正予算

市農業協同組合から取得する土地には、同組合が所有する「JA さわやか館」が建っています。土地の交換に当たり、建物を補償する必要がありますが、その補償費の支払い時期は、土地活用事業者が決定する令和 9 年度になることから、次のとおり債務負担行為を追加します。

(1) 期 間

令和 8 年度～令和 9 年度

(2) 限度額

3 0 1 2 万円

問い合わせ

駅周辺にぎわい創造担当 電話 0 4 6 3 (8 2) 9 6 1 5